

議案第95号

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年6月4日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例

川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第19号中「別表第2港湾環境整備施設等使用料」の次に「又は港湾環境整備施設等利用料」を加える。

第13条の2第1項中「第3条第1項」を「第3条各項」に改め、同条第3項中「（ふ頭用地利用料のうち1月以上の利用に係る利用料金は、別表第1ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料に定める金額）」を「（第2号（1月以上の利用に係る利用料金に限る。）及び第5号については、当該各号により算出して得た額）」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 港湾環境整備施設等利用料

別表第2港湾環境整備施設等使用料又は港湾環境整備施設等利用料による。

別表第2中「（第13条関係）」を「（第13条、第13条の2関係）」に、「港湾環境整備施設等使用料」を「港湾環境整備施設等使用料又は港湾環境整

備施設等利用料」に改め、同表備考第3項中「の使用料」の次に「又は利用料金」を、「規定使用料」の次に「又は規定利用料」を加え、同表備考第4項中「設備使用料」の次に「又は設備利用料」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

港湾環境整備施設及びその設備に利用料金制を導入するため、この条例を制定するものである。